

平成24年第4回
利根町議会定例会会議録 第2号

平成24年12月5日 午後1時開議

1. 出席議員

1番	新井邦弘君	8番	井原正光君
2番	花嶋美清雄君	9番	今井利和君
3番	船川京子君	10番	若泉昌寿君
5番	守谷貞明君	11番	白旗修君
6番	坂本啓次君	12番	五十嵐辰雄君
7番	高橋一男君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	遠山務君
総務課長	師岡昌巳君
企画財政課長	秋山幸男君
まちづくり推進課長	高野光司君
税務課長	坂本隆雄君
住民課長	木村克美君
福祉課長	石塚稔君
保健福祉センター所長	岩戸友広君
環境対策課長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長	鬼澤俊一君
経済課長	矢口功君
都市建設課長	飯塚正夫君
会計課長	菅田哲夫君
教育長	伊藤孝生君
学校教育課長	福田茂君
生涯学習課長	石井博美君
教育委員会委員長	長岡純子君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	酒 井 賢 治
書	記 雑 賀 正 幸
書	記 飯 田 江 理 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成24年12月5日(水曜日)

午後1時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午後1時00分開議

議長(五十嵐辰雄君) こんにちは。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

議長(五十嵐辰雄君) 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

1番通告者、3番船川京子さん。

〔3番船川京子君登壇〕

3番(船川京子君) 3番船川京子です。お忙しい中、傍聴者の方にはお運びいただき、ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

利根町コミュニティセンターの運営についてお伺いいたします。

布川地区コミュニティセンターは、利根町公民館、利根町生涯学習センターと並び町民相互のコミュニケーションを図る上において大変に有効な施設であり、さらに、文化、芸術の向上に向けても、その貢献度は高く、町民の皆様のみならず、町外の方からも親しまれ喜ばれている施設です。この布川地区コミュニティセンターが、より多くの方に広くご利用いただき、町民の活用範囲が増すことは町の活性化につながる一つの要因になると考

えます。そのために町民の方からお寄せいただいたご意見やご提案なども含め、次の2点について質問をいたします。

初めに、利根町コミュニティセンター条例第9条関係についてお尋ねします。

現在、布川地区コミュニティセンターは地方自治法の規定に基づき、町民の地域共同体意識を高めるために、利根町コミュニティセンター条例第1条に記載されているとおり、生涯学習活動の活性化を促し文化振興が図られているところです。ここで、利根町コミュニティセンター条例第9条の内容から一部分を抜粋し、次に示します。

使用者は、センターにおいて次に掲げる行為をしてはならない。物品の販売、宣伝、勧誘、寄附の募集、その他これらに類する行為をすること。ポスター、看板、旗、その他これらに類するものを掲示すること。政治、思想、宗教等に関する活動を行うことと記載し、利用の制限及び禁止をしています。

布川地区コミュニティセンターの根拠法である地方自治法第244条には、「普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。また、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取り扱いをしてはならない」と明記されています。

平成14年に設置された利根町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例にも、布川地区コミュニティセンターと同様に「地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、生涯学習センターを設置する」と記載されていますが、利根町コミュニティセンター条例第9条1、2、3号の内容に匹敵する箇所は見当たらず、利用の制限や禁止はされていません。しかし、そのために利根町生涯学習センターにて問題が起きたり、町民の皆様にご迷惑をおかけしたり、町の不利益を引き起こしたなどの事例を耳にしたことはありません。

利根町生涯学習センターは、その条例第1条の条文どおり、町民の生涯学習活動を支援し、もって町民の教養向上、健康の増進を図り、生活、文化の振興、社会福祉の増進に寄与するために設置されました。今日までその役割を十分に果たし、地方自治法の規定に基づき健全なる運営が行われていると認識をしております。にもかかわらず、なぜあえて利根町コミュニティセンター条例には利用の制限や禁止をする第9条1、2、3号を加えたのか、その必要性が見えにくく大変疑問に感じます。

さらに、この条例第9条については、平成7年第3回定例会で、布川地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例を議題とした際に、複数の先輩議員の方々から、公共施設に対する国の示す方向と、現場である利根町の取り組みに見られる差異に対し質疑をされていました。17年の時を経た今も当然の疑問であり、大いに共感いたします。

これらの先輩議員による質疑に対して、当時の担当課長は次のように答弁されました。「将来にわたっているいろいろな問題等が提起されてくる中では、議論の余地はあるかと思いますが、今回提案しております設置条例、これに基づいて当面は運営していきたい」と。平成7年当時から見ると平成24年の現在は、その将来に相当し、当面と言われた時期は十

分経過を重ね、大いに議論の余地がある時を迎えていると考えます。

この利根町コミュニティセンター条例第9条1、2、3号における利用の制限及び禁止に対する町のお考えをお伺いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 船川京子さんの質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） 皆さんこんにちは。きのうに引き続き一般質問ということでご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

それでは船川議員のご質問にお答えをいたします。

利根町コミュニティセンター条例第9条関係についてのご質問でございますが、この条例には「地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、コミュニティセンターを設置する」と定められております。

地方自治法第244条の2第1項には、「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別に定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない」と規定されております。

利用者が気軽に施設を使用するためには、施設内での行為を制限する必要がございます。例えば、建物内での物品の販売、宣伝、勧誘、寄附の募集等は、町が推奨しているかのよう利用者に誤解を招くおそれがあるため禁止をしております。

また、ポスター、看板、旗については、政治的なものや思想的な啓発及び販売の宣伝に類するものを禁止していますが、各種お知らせなどのポスターについては掲示しております。

なお、政治、思想、宗教等に関する活動も、利用者の妨げになるおそれがあるため禁止をしているところでございます。

利根町コミュニティセンター条例第9条、議員ご指摘の行為の制限が規定された背景には、この施設は一般町民のコミュニティー施設であるため、安心して利用できるように規定したものと考えられます。

また、施設を利用しやすいようわかりやすくするために、このような表現になっているものと思いますし、多くの方が利用されますので、条例上はある程度厳しくしなければならない、そのように思います。

なお、今までに議員ご指摘のとおり、運営上、苦情なり大きな問題等はございませんし、町民の皆様喜んで利用していただいておりますので、今後も今までどおりに対応したいと考えております。

しかし、議員ご指摘のとおり、7年に一般質問で当時の課長が答弁しているのとおり、17年たっておりますが、先ほど申し述べましたとおり、コミュニティセンター条例9条が守られ、今まで以上に住民の方々が使いやすくなるということであれば、今後検討していき

たい、そのように考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） それでは伺います。

このコミュニティセンターには、今、町長がご説明いただいたような理由で利用の制限と禁止をしておりますが、生涯学習センターにはなぜしていないのですか。この生涯学習センターとコミュニティセンターの違いを説明してください。

議長（五十嵐辰雄君） 生涯学習課長石井博美君。

生涯学習課長（石井博美君） 今のご質問にお答えしたいと思います。

生涯学習センターとコミュニティセンターの違いと申しますと、一概にこれとは言えないのですが、生涯学習センターは社会教育法の施設であり、コミュニティセンターは普通一般の憩いの家みたいな形の存在であります。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） もう一度伺います。

生涯学習センターは地方自治法に基づいて運営されていると思います。社会教育法ではないと思います。

生涯学習センターもコミュニティセンターもともに地方自治法第244条の規定に基づいて運営されているにもかかわらず、なぜ生涯学習センターの条例には禁止をされていなくて、コミュニティセンターの方の利用には禁止や制限をされているのですかと伺っています。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

議員もご承知のとおり、いろいろな公共施設には設置管理条例がございます。布川コミュニティセンターと生涯学習センターの設置管理条例の違いであると、そういうことでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） それでは、お尋ねをします。

先ほど町長が、ポスターにおいては、お知らせのものは掲示をしてもよくて、政治や思想、販売の宣伝などは禁止をしているという答弁をいただいたのですけれども、条例の中にはそのようなことは書かれていないと思います。

第9条2号には、ポスター、看板、旗、それらに類するものを掲示することを禁止していると思います。町長がおっしゃったように、私もきのうコミュニティセンターを確認してきました。きょうは行っていないのですけれども、ネバー・フォーゲット3・11、また全国火災予防運動、節電対策などのポスターが張ってありました。このポスターを掲示するというのを否定しているのではなく、私はこのポスターを張り出すことは、町民の皆様に対する啓蒙、啓発活動においても有効だと思うので、張ることに対しては支援をしたい

と思っております。しかし、条例には禁止をしているので、この条例の必要性を伺っております。

それと、旗ですが、中に入ると「小さいからあなたを守る火災報知機」という旗が立てかけてありました。これも防災のためには有効な旗だなという印象を持ちました。

こういったものを禁止する必要を感じられないからこそ、この条例に対してどのようなお考えを持っているのでしょうかとお尋ねしています。

議長（五十嵐辰雄君） 生涯学習課長石井博美君。

生涯学習課長（石井博美君） 今のポスターと旗の件でございますが、どうしても町民の方に知らせる、知らせなければならぬ火災や、あと去年か一昨年から法的義務になりました火災警報器というのをつけなければならないという、町民の方に多く知らせなければならないものについては、ポスターなり、それは許可という形をとっております。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） でしたら、ポスター、看板、旗、その他これらに類するものを掲示することを禁止する必要性が見えにくくなってくると思います。

中には違法ドラックを禁止するようなチラシサイズの小さなものも張ってありました。これは、ポスター、看板、旗、その他に属するような印象も持ちました。そういった意味からも、この1行に書いてある部分の明確さにちょっと疑問を感じるのですけれども、その辺はいかがですか。

議長（五十嵐辰雄君） 生涯学習課長石井博美君。

生涯学習課長（石井博美君） その件につきましては、どうしても町民の方に知らせなければならないと、それで一応町民の方がお集まりになる場所ということで、弾力を持たせて掲示しております。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） わかりました。

条例にはポスター、看板、旗、その他これらに類するものを掲示することを行為の制限として禁止していますが、住民の方に知らせるものに関しては掲示すると理解をいたしました。

次に、この政治、思想、宗教等に関する活動についてお伺いしたいと思います。

現在、このコミュニティセンターを利用して政治活動を行うという、この範囲がどういう形で線引きをされているのか、具体的に示していただけますか。

議長（五十嵐辰雄君） 生涯学習課長石井博美君。

生涯学習課長（石井博美君） ただいまの質問にお答えいたします。

政治と言っても一概にこれが政治、何が政治というのはちょっと区別することはできないと思いますが、ただ何々党の何々を報告する会とか、あと、主催者が領土・人民を……、政などを行う政事という言葉がございますが、そういう形で政治という形のものが出てき

た場合には中止という形をとっております。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） それではお伺いします。

ある先輩議員の方が、コミュニティセンターを利用して、およそ10数回にわたり町政懇談会というところで行っていると伺っております。それをこの数年間にわたり、数回にわたり許可をされてきていると思いますが、このことに関してはどのようにお考えになっていきますか。

議長（五十嵐辰雄君） 生涯学習課長石井博美君。

生涯学習課長（石井博美君） 今のご質問ですと、だれかが政治活動をやっているということでしょうか。政治運動をやっているということでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） それは私に対する質問ですか。

だれかが政治活動をしているとか、していないとかということを確認をしているのではなくて、私が聞いているのは、コミュニティセンターを利用して行う政治活動にくられる線引きはどこですかとお尋ねしています。

議長（五十嵐辰雄君） 生涯学習課長石井博美君。

生涯学習課長（石井博美君） そのくりと申しまして、一般的にこれが政治運動だ、これが政治活動だというところで区切りをしているところでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） それでは、先ほどの確認に戻りますけれども、ある先輩議員が多くのお宅に町政懇談会を開きますということでお知らせをしている、その会場がコミュニティセンターになっています。私が申し上げたいのは、コミュニティセンターで行うことを否定するものでもなければ、コミュニティセンターの方でどこまで把握しているのか、それもわかりませんが、申し上げたいことは、このような利用のされ方をしている生涯学習センターと同じように現場で支障を来すようなことがないにもかかわらず、なぜコミュニティセンターは町民の皆様に広く開放をしていただけないのかと、そのことをお尋ねしたくていろいろな角度から質問をさせていただいております。

そこで、もう一度確認をいたします。

この議員の方がコミュニティセンターを利用して懇談会をされていることは、ご存じありませんか。

議長（五十嵐辰雄君） 生涯学習課長石井博美君。

生涯学習課長（石井博美君） 一つの団体と、一つの一般的な町を語る会とか、そういう形でやっているのは知っておりますが、政治活動をしているというようなことは一切入っていませんので、その方が政治活動もしていないのに使用禁止ということではできませんので、一般的な話し合いの憩いの場所だと、そこに来て話し合っているんだということで

了解しております。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） わかりました。

それでは、今質問した活動は、一般的な憩いの場として利用されているという認識であると理解をいたしました。

それでは、これ以上伺ってもちょっと前へ進むのは難しいかなと思いますので、先ほど町長からいただいた答弁の最後の一文、今後町民の皆様のためになるなら検討していただけるという、その一言に期待をいたしまして次の質問に移らせていただきます。

次に、布川地区コミュニティセンターの名称についてお伺いいたします。

利根町コミュニティセンター条例第1条には、「町民の自主的な生涯学習活動の活性化を促すとともに、地区コミュニティの形成と町民主体による文化振興を図るため、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づきコミュニティセンターを設置する」とあります。そして条例第2条には、名称である「布川地区コミュニティセンター」と、位置であるその住所が記載されています。

布川地区コミュニティセンターは、平成7年に設置され、17年間健全なる運営のもと、その名称が示すように、地域社会にあって住民の地域共同体意識を高めるための施設として、その役割を大いに担ってきているところであると思います。

しかし、なぜ「布川地区」という一つの地区のみを限定する名称にされたのか疑問に感じます。

条例第1条に記されている「地区コミュニティの形成と町民主体による文化振興を図るため」との表現は、名称に特定地区がつけられていることで、布川地区コミュニティの形成と伝わる可能性もあると考えられます。

例えば、利根町コミュニティセンターや布川コミュニティセンターなど、地区の部分を取り除くことで町全体のセンターであることがより認識されやすく、条例第1条にある地区コミュニティの形成の記載箇所からは読み手に与える特定地区の印象は薄れるのではないかと思います。

より身近な単位である各区や自治会など、それぞれの地域におけるコミュニティの形成や、またより広い範囲での地域や町民相互におけるコミュニティの形成も指していると理解がしやすくなり、条例第1条の本意が明確になると考えます。

この地区名を加えたコミュニティセンターの名称について、どのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

布川地区コミュニティセンターの名称についてというご質問でございますが、以前は、現在のコミュニティセンターの場所に老人憩いの家の施設があり、この施設は集会施設の

一部として利用されていた経緯がございます。

しかし、年月がたちこの建物も老朽化したため施設を取り壊し、新たにコミュニティセンターが建設され、名称もそのときに布川地区コミュニティセンターとして出発したわけでございます。

「布川地区」との名称については、所在をあらわす表記であるだけで、布川地区の方に限って使用できるの意味ではございませんし、今までそのことについて問題もなく、今となっては、地元住民はもとより、多くの住民にこの名で親しまれております。

今後も町民の方には布川地区コミュニティセンターを有効に利用していただければと、そのように考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） わかりました。確かに町長のおっしゃるように、広く親しまれている名称だと思います。ただ、余り布川地区というのを私は耳にしたことがなく、また、町民の方とお話をするときにも布川コミュニティセンターという名称で呼んでいるという事実もありますし、また、転入されてきた方から、何回か、あそこは布川地区の方が優先に使うコミュニティセンターなのですかとの質問も受けたことがありますので伺いました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

利根町放課後子どもプランの取り組みについてお伺いいたします。

放課後子どもプランとは、国における児童の放課後対策事業として、利根町放課後子どもプラン実施規則が示しているように、各自治体の教育委員会における主導のもと、放課後子ども教室及び放課後児童クラブを一体的または連携して総合的に推進することを目指しています。

現在、町では文小学校に放課後子ども教室が設置され、放課後児童クラブは文小学校、布川小学校、文間小学校とすべての小学校に設置されています。指導員の方たち初め、子供たちの健やかな居場所づくりの推進を真摯に取り組んでいただいている皆様のおかげで健全なる運営が行われ、両事業とも保護者の方たちからは大変喜ばれていると認識しています。この2事業における運営や取り組み、連携やかかわりなども含め、全般的にお聞きしていきたいと思っております。

利根町放課後子ども教室は生涯学習センターが担当をし、利根町放課後児童クラブは福祉課が担当となり、両者とも放課後などにおける子供の安心・安全な居場所づくりに向けて、その目的は重なるところです。

しかしながら、両事業における国の管轄が違うために、事業開始時の趣旨や目的、また対象児童及び実施形態や保護者の利用料金の負担など、事業展開の内容には異なる点が多々あります。

放課後児童クラブは、厚生労働省の放課後児童健全育成事業として、とも働き家庭の児童、おおむね小学校3年生以下を対象に、放課後や長期休業期間などを安心・安全に児童

が過ごせる適切な遊びや生活の場を提供する目的を持ちます。利根町でも留守家庭の子供や保護者のために、大変貢献度の高い事業に位置づけられていると思います。

一方、放課後子ども教室は、文部科学省が平成16年度から、親の就労の有無にかかわらず、1年生から6年生まですべての児童を対象とした地域子ども教室推進事業を実施し、子供の安心・安全な居場所の確保と、地域に住む大人たちとの交流による地域の教育力向上をねらいの一つとしています。この事業も高い評価の声が寄せられ、利用する子供や保護者からは、大変喜ばれていると思います。

このように、放課後児童クラブと放課後子ども教室の2事業は管轄省が異なるものの、いずれも子供が安心して遊ぶことができる居場所の確保という目的に向い実施されています。

そこで、平成19年度から厚生労働省と文部科学省との連携のもと、新たに各自治体の実施主体となり放課後子どもプランを推進することで、両事業の連携、協調を強化し、できる限り一体的な運営に発展させて効率的、効果的な放課後対策を実現するという方向が示されました。

しかしながら、とも働きやひとり親など留守家庭の子供のために低学年を対象として始めた放課後児童クラブと、対象を絞らない放課後子ども教室とでは、もともとその役割は異なり、利根町放課後子どもプラン実施規則が示す両者の一体的、または連携して総合的に推進をしていくには、現場における課題は山積みであり、困難な状況を抱えていると推察されます。

さらに、いずれもその事業展開の場が各小学校に設置されているということで、教育委員会の果たす役割も大変に重要になると考えます。平成19年に利根町放課後子どもプラン実施規則が施行され、このおよそ5年間にわたってお取り組みいただき、現場の課題が多々見えていることと思います。利根町放課後子どもプラン運営委員会で議論された議題や、親や子供たち、現場のスタッフの皆様などに聞き取り調査をした内容なども含め、現在までの進捗状況と今後の方向性を見通しもあわせてお伺いしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 教育長伊藤孝生君。

教育長（伊藤孝生君） それでは、放課後子どもプランについてのご質問にお答えします。

放課後子どもプランの趣旨等につきましては、議員ご指摘のとおりでございます。

利根町では、放課後子どもプラン実施規則、それから、放課後子ども教室実施規則の二つがございますが、これをもとに運営委員会を開催しまして、平成19年度の10月より放課後子ども教室を文小学校で実施しております。

放課後子ども教室は、放課後などに小学校の余裕教室等を活用しまして、活動を希望するすべての子供たちを対象に、勉強、それから、スポーツ、文化芸術活動のほか、地域住民との交流活動等の取り組みを実施するものでございます。

利根町でも子ども教室は全地区の子供を対象に実施することから、広報紙等による募集活動を行ったり、またときには生涯学習センターで行われている生涯学習センターにおける生涯活動フェスタといった行事の折にも、そういった行事を通して地域の方々にも募集を呼びかけてまいりました。

このような中で、現在、文地区と布川地区の希望者で実施しております。

次に、入級の状況ですが、平成19年度には実際つくられたときは5名ほどおりました。平成20年度が3名と減りました。平成21年度はやはり3名となって、ちょっと存続が難しいかなという状況がございました。

その後、いろいろ調べてみますと、どうも保護者から毎月5,000円の負担金を取っております。あと2,000円のおやつ代で7,000円が負担になって、なかなか入級できないということで、そういった保護者の要望がございました。

また、県内で子ども教室を実施している、当時42市町村で調査をしましたところ、半数以上の39市町村で無料で運営されているということがわかりました。

このようなことがわかりまして、保護者からのそういった要望が強かったもので運営委員会に諮りましたところ、次年度より無料化ということになって現在まで来ているわけです。

平成22年度が19名、平成23年度が18名、24年度の今年度は16名現在入級してございます。毎日大体平均14名ほどの児童が放課後子ども教室の方に来ております。

教室につきましては、昨年度、文小学校の耐震補強工事が完了しましたので、北側の2号館の校舎を使用しまして、子ども教室には16名、児童クラブが16名、子どもプランとしては32名の子供たちが在籍しております。耐震補強工事を行う前は、子ども教室が図書室を使って、児童クラブがランチルーム等を工夫して使ったりしておりました、その中で子どもプランを実施しておりました。

主な活動としましては、3名ほど補助員がおります。1人は学習アドバイザーというのがあります。その学習アドバイザーは勉強やスポーツ、文化活動などを行っております。特に家庭学習の宿題とか、かつては英語教育にも力を入れまして、そういった指導もしてまいっております。

また、施設、設備の面では、旧利根中学校より、あいておりましたグラウンドピアノを導入しまして、音楽の教室を開いたり、あとテレビや掃除機を購入しまして、児童の環境整備を整えるなどの改善を図っております。

また、コーディネーターというのがもう1人おります。コーディネーターによりまして、子どもプランとしての連携を図りまして、放課後子どもプランとしての活動を進めているところです。

特にいろいろな交流行事は、音楽会等の体験の場に、児童クラブ、あと放課後子ども教室の子供たちと一緒に行動ができるように活動を行っているところでございます。

子供たちは大変喜んで活動している様子でございます。

なお、関係職員同士の連携が難しい面もありますが、できる限り努力してその事業を進めていることを確認しております。

また、地域ボランティアの方々から、ふれあい学習バンクの中から講師としてお招きしまして、書道、美術等の習い事、そういったことも行っております。

それから、また植物や野鳥の観察、また図書館、歴史民俗資料館等の訪問等に現地に出かけたりする体験学習なども行っております。たまにはレクリエーションとして囲碁、将棋、そういったものも地域の方のボランティアを通して行っているということです。

それから、もう1人の職員がおります。安全管理人という者がおりまして、当然児童クラブも含めまして、校内はもちろん、校外での見守りを行っていますので、管理面でも十分注意を払っているところでございます。

なお、現在のところは大きな事故等の報告は全くございません。

今後につきましては、しばらく現状を維持しまして、問題などありましたら、即座に運営委員会を開催し、よりよい事業を進めてまいりたいと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） それでは、私が現場で保護者の方や近隣の方から伺ってまいりました具体的な課題についてお伺いしたいと思います。

初めに、保健室の利用についてです。

放課後子ども教室では利用が可能になっていると思いますが、放課後児童クラブでは、そのガイドラインには、子供の体調が悪いときなどに休憩できる専用スペースを確保することとあります。管轄の違いは保護者も指導員も理解するところだと思いますが、居場所は児童の通う小学校です。この現場の対応をお伺いしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 教育長伊藤孝生君。

教育長（伊藤孝生君） 現場の対応ということ、実際教職員の先生方を交えて、あくまでも学校の子供ですから、保健室も含めてそれはその時間内に使うことが当然だなと思います。

また、各学校でそれぞれ児童クラブが、文小学校は16名、布川小学校では30人、文間小学校が31名おります。そういった保護者からの連絡事項等を連絡帳で担任が確認しまして、一斉下校の折、その児童等の調整というものもやっています。

また、遊び指導とか各校の決まり、これは児童クラブの職員とともに、場所が変わったから遊び方の決まりが変わったというのでは困りますので、そういったことも共通理解で図っております。

保健室等の利用については、通常の管理、各学校で行っておりますけれども、必要があれば学校で使用できるようにしてあります。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） 児童クラブの児童も保健室の利用が可能ということは大変うれしい状況であり、現場の指導員の皆様、また保護者の皆様に周知徹底をしていただき、安心・安全な見守り保育を望んでいきたいと思えます。

次に、図書館の利用についてお伺いしたいと思います。

放課後子ども教室は、長期休みは行われません。しかし、働く親の子どもたちである放課後児童クラブは、長期休暇も行います。その折、図書館の利用はどのように行われているのでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 福祉課長石塚 稔君。

福祉課長（石塚 稔君） それでは、ご質問にお答えします。

図書館の利用はということですが、児童クラブにつきましては、基本は働いている保護者の方々のかわりに、放課後、学校の空き教室や校庭をおかりしまして遊ばせたり、児童を預かっている間、子供たちを生活させるという見守り活動、そういったことを指導したりしておりまして、先ほど議員もご指摘のとおり、安全性を考えて対応していくということをごさいますして、基本的に学校外に出るということはありません。

例外的に、文小学校におきましては、議員もご存じかと思いますが、指導員の指導の範囲で徒歩で行ける図書館ということになりますので、行ったことがあるということを知っております。これはあくまで例外でございまして、そこでの指導員が児童に対する指導の考え方や安全性に対することなどを総合的に判断しまして、町もやっているのを知っております、つい認めてきたということをごさいます。それがあつ程度慣例化してきているのかなと思つております。

したがつまして、文小以外では実質的に徒歩で来るといふことは不可能でございまして、ほかではできないといふのが実情でございまして。

しかしながら、長期休暇の8月とか冬休み、春休みとかも、お盆とか年末年始を除いては、児童クラブは日曜日以外は実施しております。その中の長期休暇の土曜日につきましては、文小の児童クラブにほかの児童クラブの児童を預かるような形をとつておりますので、町が推奨といふわけにはいかない部分もございまして、実績のある文小児童クラブで図書館に行くといふことであれば、それは認められると、そのように考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） 年々暑くなる夏休みに、本当に数回だとしても、図書館といふ涼もとれ、また、毎日ほぼ同じ環境の中で子供たちは長い夏休みを過さなければならぬ中で、本当にこのめり張りといふか、静かに涼しいところで本を読める、そんな時間を与えられるだけでも、保護者の方からは感謝の声が届くのではないかと考えます。

そこで、今猛暑の話が出ました。放課後子ども教室は夕方6時で終わります。そして一番暑い夏休みは行われません。先ほども申し上げたように、年間を通して最も暑いこの40日間の夏休み、子供たちは親元を離れて児童クラブに通います。そんな中で行われている

場所は学校になりますが、担当は福祉課の方になるかと思われます。そこで、一番保護者の方からご要望の声が多かったクーラーの設置などについては、どのようにお考えになっているのでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それでは、船川議員のご質問にお答えをいたします。

船川議員ご指摘のとおり、児童クラブの場合は原則として3年生までの小さい子を、それで毎年暑さが、要するに温暖化が進んでいるということで、布川小学校、文間小学校、文小学校の児童クラブ3校でやっているわけですが、一番暑い夏休みに預かるということで、国の補助金の対象ということで国の方と折衝したのですが、再来年だったら3分の2つけるということなのです。来年はちょっと間に合わない。ただ小さい子供のことなので、それで暑さが増しているということなので、来年夏休みまでに児童クラブの方だけは設置してあげようということで、ただ来年度25年度の予算を組むのに、全体枠がありますので、そういう方向で進んでおりますけれども、全体枠がはみ出した場合は国のその次の年の3分の2の補助金を活用するしかないかなと思っております。

全体枠の予算の中でおさまるようであれば、今、3校にエアコンをつけるように話し合いを内部で進めているところでございます。

それで大体5馬力、4馬力、3馬力の3相のエアコンをつけるのでありますが、3相だと電気代がぐっと安くなりますので、それをつける予定でいるのですが、できれば今回、できるだけ予算のかからないもので1年間は我慢をしていただいて、それで済めば、指導員の方、また子供たちがそれで十分であるということであればそれでいいのですけれども、それでも暑いということであれば、来年予算は補助金が見つからないと言いましたけれども、再来年度は3分の2つけるということですので、どうしても3馬力では暑いということであれば、その次の年に国の3分の2の補助を活用して1台追加するという、今話し合いは進めているところでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） 大変に保護者の方からは喜びの声が寄せられるような答弁を聞かせていただいて、来年の夏休みに向けて希望が持てるかなと、そんな印象を持ちました。

それでは最後の質問になるかと思いますが、空き教室の確保についてお伺いしたいと思います。

放課後児童クラブのガイドラインには、児童1人あたりおおむね1.65平方メートル以上の面積を確保することが望ましいとあります。各小学校における面積は確保されているかどうか。また、布川小学校は家庭科室を利用していると思います。これも空き教室の足りない理由があるからだと思いますが、低学年が対象のため、少し児童がかがむと、子供の体が死角に入ってしまうなど、私も行って見てきましたけれども、ちょっと家庭科室の安全性を心配する声があります。

また、教室の面積は満たしていても固定された調理台が設置されているため、体感する有効スペースは大変小さく感じます。このようなことで、この放課後児童クラブの保育場所については、保護者の方からも心配の声が聞かれます。学校統合に伴う各小学校の児童数の増加や1クラスの少人数化、また特別支援学級の教室確保など、現実には各小学校の状況は異なるものの、布川小学校、文間小学校における児童クラブの居場所確保には難しい課題があると思います。

そんな中で児童数の推移なども加味し、今後の見通し及び対応について、どのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 教育長伊藤孝生君。

教育長（伊藤孝生君） 質問にお答えします。

大変難しい問題を提案されたのですが、教室の広さについては、児童クラブの必要な広さは1人たしか1.67平方メートルと聞いております。30人としても約50平方メートル、今のところは布川小学校の家庭科室等のつくえの配置まで考えると、ちょっと私も疑問ではございますが、一応広さ的にはそれぞれ足りているのかなと思います。

ただ、今後の児童プランも含めて、教室の問題ですが、実は先ほども船川議員から話がありましたように、平成19年、20年と利根町では小中学校の適正規模配置ということで統合を進めております。

いち早く5年前に行っておるわけですが、それによってかなり適正規模には落ち着いたのですが、教室の数は足りないというわけではないのですが、大体ちょうど使えるくらいの数になっております。

その後、国の方が特別支援教育ということで、そちらの障害学習にも力を入れまして、それぞれ学校ごとに情緒学級に障害者の知的学級、そういうものを入れまして、それでまた教室が狭くなったと。

それに加えまして、今問題になっている小学校の1年生、2年生の教職員の定数配置の問題、35人学級、ますます狭くなっていくという状況でございますが、現在のところは現状の維持しかないのかなという考えではあります。場所を、もしそういうことがあれば、できればそちらの方に向けたいと思いますけれども、現状ではそのようなことでございます。

また、制度問題についても、これも方や文部科学省所管、それから、方や厚生労働省所管と二つの所管で、大変現場としては困っております。国の方は、この放課後子ども教室推進事業と、これの一本化を長く希望してまいっております。また、あわせて放課後子ども教室の活動拠点等の余裕教室の改修費による助成制度の創設ということで、そういったものを国の方に積極的に要望しているわけですが、今後そういうことも含めて、よい方向に持っていければいいかなと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 船川京子さんの質問が終わりました。

暫時休憩といたします。

午後 2 時 0 0 分休憩

午後 2 時 1 5 分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2 番通告者、11 番白旗 修君。

〔11 番白旗 修君登壇〕

1 1 番（白旗 修君） 2 番通告、11 番白旗 修でございます。

私は、大きく二つの質問をいたします。最初に小さい 1 番でございます。

去る 11 月 12 日の臨時議会で、放射線除染費用の補正予算約 4 億円が賛成多数で可決されましたが、執行部の放射線汚染についての考え方や除染の方法について、改めて確認の質問をいたします。

1 番目ですが、放射線量規制値、毎時 0.23 マイクロシーベルトとはどういうことを意味しているかをお尋ねいたします。

あとは自席で質問をいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 白旗 修君の質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、白旗議員のご質問にお答えをいたします。

放射線の除染についてというご質問にお答えをいたします。

放射線規制値、毎時 0.23 マイクロシーベルトとはどういうことを意味しているのかとのことではありますが、放射線量が毎時 0.23 マイクロシーベルトの考え方が示されたのは、平成 23 年 10 月 10 日開催の環境省主催の災害廃棄物安全評価検討会・環境回復検討会第 1 回合同検討会の参考資料として提示されたものと認識をしております。

追加被曝線量は屋外における空間線量率の測定により確認することができ、追加被曝線量年間 1 ミリシーベルトは、1 時間当たりの空間線量率に換算すると毎時 0.23 マイクロシーベルトになります。

この追加被曝線量の考え方ではありますが、人が 1 日のうち 8 時間屋外に出て、残りの 16 時間は家屋内にいるということで、そのような生活をすると仮定して、追加被曝線量年間 1 ミリシーベルトを 1 時間当たりに換算しますと毎時 0.19 マイクロシーベルトとなります。

一方、事故とは関係なく自然界には放射線がもともと存在し、大地からの放射線が毎時 0.04 マイクロシーベルト、宇宙からの放射線が毎時 0.03 マイクロシーベルトであります。通常のシンチレーション式サーベイメーターでは、宇宙からの放射線は測定されないため、大地からの放射線毎時 0.04 マイクロシーベルトと、1 ミリシーベルトを時間換算した毎時 0.19 マイクロシーベルトを足した数値が毎時 0.23 マイクロシーベルトとなります。

毎時0.23マイクロシーベルトという数値は、追加被曝線量を年間1ミリシーベルト以下に抑えるための目標数値であります。

年間1ミリシーベルトの根拠であります。一般の人が受ける放射線量としては、国際放射線防護委員会（ICRP）が2007年に勧告を出しており、この中で一般の人に対する放射線量の指標を3つの範囲で設定しております。緊急時は20から100ミリシーベルト、緊急事故後の復旧時は年間1から20ミリシーベルト、平常時は年間1ミリシーベルト以下としております。年間1ミリシーベルトは、この3つの範囲の中で一番厳しい1ミリシーベルトを採用しているものであると認識しております。

また、本年1月1日に放射性物質汚染対処特措法が施行されまして、汚染状況重点調査地域の指定要件として、放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の地域が指定されております。議員ご承知のとおり、当町におきましてもこの特措法に基づく汚染状況重点調査地域の指定を受けまして、除染実施計画を策定したところでございます。

当町における放射線除染作業につきまして申し上げますと……。

11番（白旗 修君） もうお答えいただかなくても結構です。そこまで聞いていないですから。

町長（遠山 務君） 先月の臨時議会でご承認を得たわけでありまして、国の除染基準である毎時0.23マイクロシーベルト未満を目指して作業を進める予定であります。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） どうぞ質問の範囲内でご答弁をいただければと思います。

今、町長が答弁されましたように、毎時0.23マイクロシーベルトといえますのは、空間線量、もともとあった0.04マイクロシーベルトを引いた0.19マイクロシーベルトに対して、1日屋外8時間、室内16時間、それを365日いた場合に達する線量が1ミリシーベルト、こういうふうになっております。今、ご説明がありましたのは、ことしの4月の広報の16ページに書いてあるとおりでございます。

この365日という数字、それから、毎日8時間、屋外で毎時0.23マイクロシーベルトあるところにいた場合がこの数字になりますね。ところが利根町の場合は、現在の段階で、細かく計算はしていませんけれども、平均的に言いまして0.20を切っているはずで、それから、私たち日常住んでいる住民は、農作業で目いっぱい働いている方がおられているとしても、そういう方は1日8時間外にいる場合もあるかと思います。一般的なこういうオフィスで働いている人間であれば、1日二、三時間、多くて四、五時間しか外におりません。それから、365日、0.23マイクロシーベルトの場所にいるという、つまり屋外に365日いるわけではないわけです。大体私たちは農作業などをなさる方は多くて250日ぐらいは外にいるでしょう。でも一般的な人は大体200日あればいい方です。

ということは、利根町にいる場合は、普通の場所にいる場合は、この1ミリシーベルトよりもはるかに少ない線量の中でずっといるわけです。だから、そういう中で特措法で今

度除染を申請してやるということになっておりますけれども、もともとの土地ではそれだけの線量がない、ホットスポットは別ですよ、それを除いて考えた場合に、ここは除染はほとんど要らない地域であるということが言えるわけであると思いますが、その点はいかがでしょうか。

ホットスポットを除いて、専門的なことは町長でなく担当課長の方からご答弁をお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 環境対策課長蓮沼 均君。

環境対策課長（蓮沼 均君） 白旗議員のご質問にお答えします。

今のご質問ですと、利根町は平均毎時0.23マイクロシーベルト以下なので除染は必要ないということだと思っておりますけれども、利根町の方で、職員も専門的に放射線に対してはわかりませんし、そういう中で今回福島の方で原子力発電所が爆発をして、利根町の方にもそういう放射線が降ってしまったというようなことで、そういう除染の方をどうしたらいいかということで放射線対策本部というのを立ち上げまして、検討して今までできたわけでございます。

この基準値というのは、国の環境省の方で決めているわけですが、日本でも初めてのこういう事故でございますので、利根町としても独自に行うわけにはいかないということで、国の方のそういうアドバイスを受けているわけでございます。国の方では、そういう毎時0.23マイクロシーベルトというのを決める前に、段階的にそこまで下げていったわけでございます。

最初に、去年の6月ですけれども、緊急ということで、毎時3.8マイクロシーベルトというのを設定しておりました。12月になりましたら毎時1マイクロシーベルトと、ことしの1月になりまして毎時0.23マイクロシーベルトと、どんどん数字が下がって基準値を下げていったわけでございます。

そのようにして、それでも利根町の職員の方で37地区はかりまして、横須賀、早尾台、大平という地区ですけれども、その37地区、1地区につきまして5カ所、平均が0.23マイクロシーベルトなかったわけです。それは国の基準では平均で毎時0.23マイクロシーベルト未満であれば除染は必要ないということで、利根町もその国の基準の従って除染は必要ないということで放射線対策本部でも決定しました。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） 先ほど申しましたように、この利根町は、これは回覧やホームページに出ておりますけれども、昨年6月から、あの事故と比較的間近なころから放射線量を掲載しておりますね。あるいは回覧で回しています。それは、6月時点とことしの11月が最新のものなのでございますけれども、それを見ましても明らかに減っています。

全く密閉した状態の中に放射線がある場合は、これはセシウム137、30年で半減するという話ですが、これは科学者が言っていることでもありますけれども、現実に3年で約半減

してしまうのです。利根町も今1年9カ月ぐらいになっています。11月時点で見ますと、この利根町の放射線量も半分まではいっていません、まだ3年たっていません。しかし4割ぐらい減っているのではないかと、今数字は正確ではないですが、減っています。明らかに自然に減っているわけです。

そして、ここに書いてある回覧やホームページに入れてある数字というのと、明らかに0.23マイクロシーベルトをほとんどが下回っているわけです。スポット的にありますけれども、そういう中で4億円もかけて、予算上ですよ、実際はもう少し安くなるかもしれないけれども、予算上4億円もかけてこれから除染をするという、その発想が私にはわかりません。

福島県は広いですが、福島原発の直下ではなくて、多くの人々が避難した福島市は人口が約28万人から30万人のところですよ。面積はもちろん広いです。でも、その平均的なところはさまざまありますけれども、今もって利根町の3倍から4倍の線量があるのです。福島の二つの地区は非常に高い、そういうようなところの場合は、確かに除染は大々的にやらなければいけないということですが、ここはそうではない。

先ほどことしの8月に国の予算で精密な調査をいたしました。線量調査、その中で非常に線量の高いところが何カ所か出ました。その一つで利根中の第2グラウンドというのがあります。この利根中学校の第2グラウンドというのは、一番高いところで0.35マイクロシーベルトです。しかし平均ではたしか0.25マイクロシーベルトです。利根中の第2グラウンドというのは、毎日四六時中子供が使っておりません。部活で放課後に使うのが一般的です。そういうときに、例えば利根中学校の学校が仮に250日間あるとします。部活は放課後やりますから毎日放課後部活をするとしても、1日3ないし4時間、特別に多いときもあるでしょう。ですから、250日間、毎日利根中学校の第2グラウンドで子供が部活であそこにいたとしても、0.25マイクロシーベルトで1年間どれぐらいの線量があるか大ざっぱにおわかりになりますか。課長。

すぐにはわからないと思いますけれども。

議長（五十嵐辰雄君） 環境対策課長蓮沼 均君。

環境対策課長（蓮沼 均君） 今ちょっと計算機もなくて1年間のはわかりません。済みません。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） 利根中学校の極めて、利根町の中で1番か2番のホットスポット、0.35マイクロシーベルトパーアワーのところに、私が今言ったように、250日間、毎日利根中学校の子供が学校へ行っていないから、夏休み、冬休みがある、だから学校に行く日にちが仮に250日あると、それから、その250日毎日3時間ずつ、あるいは4時間ずつでもいいのですけれども、4時間、部活であそこにいるということで私計算しました。今応対できないのは当たり前で失礼しましたけれども、それで1年間で0.799ミリシーベルト

です。これは後から計算していただければわかります。つまり、それだけ強いホットスポット、0.23マイクロシーベルトの5割増ぐらい、そのホットスポットに250日、3時間ずつ毎日いても、これは1ミリシーベルトに達しないのですね。

そういう極めて強いホットスポットのところがなんぼあるか、8月に詳細調査をされました。利根中学校の第2グラウンド、八幡台の児童公園、その他何カ所かあります。もえぎ野台の自然公園とか、でもそういうところも、今の計算でいくと年間大した数字にならないはずです。

ちょっと課長にお伺いしますが、今、八幡台の児童公園がどれくらい子供が使っているかわかりでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 都市建設課長飯塚正夫君。

都市建設課長（飯塚正夫君） わかりません。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） 八幡台の児童公園というのは、この役場のすぐそばにあるのはわかりだと思えますけれども、中華そば屋のすぐそばです。普通ほとんどだれも使っていません。近隣の人に聞いてみました。ほとんど使っていません。

それから、この旧団地全体が高齢化して小さな子供がいるところが非常に少ない。私のいるニュータウンにしても少ない。ですから、うちのそばにも公園がありますけれども、多分どこもそんなに公園で遊ばせている、もちろんいますよ、少しはいます、でもほとんどのところが、八幡台の児童公園なんてまるでだれも遊んでいない。1週間に1回だけか来るか、来ないかです。そういうところに町の、それで私が言いましたように、かなり高いホットスポット、線量が0.35ミリシーベルトとか0.38ミリシーベルトであっても、児童公園に小さい子供を連れてお母さんが遊びに行くのは、1年間にどれくらいあるのでしょうか。多分1週間に1回か2回、来てもせいぜい3回か、毎日来るかもしれない、でも公園に二、三時間いてまた家に帰るでしょう。雨の日は来ないでしょう。そうすれば、そういうところの線量がホットスポットとして高くても、ほとんど影響ないのですね。

例えば八幡台の児童公園の除染をこれからやると、その予算が2,500万円かかるのです。そんな金をなぜああいうところに、無害であると考えられるところにするのか。それがあらゆるいろいろな公園に、あるいは学校のグラウンドに金をかけて除染をしようとしているように思いますが、課長にお聞きしますけれども、私が言っている線量がそれだけ高いところでも人体に影響がないということはお認めになれませんか。

議長（五十嵐辰雄君） 環境対策課長蓮沼 均君。

環境対策課長（蓮沼 均君） この放射線量が高い、低いというのは、国の方の基準値によって、こういう市町村も除染するかしないか決定するわけですがけれども、そういう人が集まる、集まらないというのではないと思うのです。

公園ということで町が指定している公共施設に対して、もしお子さんが遊びに行った場

合に安全・安心という値において除染をするということで、先ほどは地区指定は全部除染はしないということでお話しましたけれども、そういう場合であっても国の除染ガイドラインにおいては、環境省から、役場で管理している施設に対して、特に子供たちが集まる施設に対しては除染をなさйтеという指導がございますので、町としても八幡台の公園にもしお子さんが遊びに行った場合に除染をしておくということで、一つの施設の中で今回入ってございます。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） 何事もそうですけれども、国がこう言ったからそれが正しいということは、決してあり得ません。国のやっていること等いろいろ問題が現実には起きているでしょう。国のそういう基準の決め方、指導の仕方が正しいとは限りません。自分自身で、行政自身がもう少し検討すべきではないでしょうか。

それで、そういうふうにおっしゃるなら、町有施設だけ除染するのですよね。保育園、幼稚園は除染の対象になっていないのですよね。そういうことであつたら、住民を守る立場の行政だつたら何で保育園、幼稚園はやらないのですか。彼らが自主的にやっているからやらないのでしょうか、簡単にお答えください。

議長（五十嵐辰雄君） 環境対策課長蓮沼 均君。

環境対策課長（蓮沼 均君） 最初に利根町全体の37地区をはかりまして、利根町内は毎時0.23マイクロシーベルト内ということで、申しわけないのですけれども、未満ということで民地の方は除染はしないということで決定をしております。

それで、国の方の除染ガイドラインによりますと、子供たちが集まるところということで、幼稚園も含めてそういう施設を計測しております。そうしたところ、保護者の皆さん、または幼稚園の先生の皆さんの除染のおかげだと思っておりますけれども、毎時0.23マイクロシーベルト未満であつたということで、国の除染の基準からいきますと未満になってしまった場合には除染は必要ないということで、今回、幼稚園、保育園等は除かれております。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） とにかく、国がこう言っているからこうするんだというお答えですけれども、先ほども申しましたように、八幡台の児童公園に限らず、小中学校のグラウンドにしても、ほとんど人が、子供が必ずしも行かないところも含めて完全除染をするという予算になっているわけです。ですから、利根中などは、今言った第2グラウンドを含めて1億円の金をかけて、利根中の校庭を全部除染すると言っていますけれども、ほとんどのところが、今言いましたように関係ないです。要するに被害はない、だからそういう指定の仕方そのものに問題があると私は思いますけれども、国がこう言ったからああするという話ではないのではないのでしょうか。

その点が私は、要するにむだ遣いではないかと、壮大なるむだ遣いではないかと思えます。それから、今言いましたように、それほど神経質になるのだったら、ほかのところ

まだやるところがある。

先ほどのお話のように、環境省では地域37の地区ごとの除染は全体としては線量がないからやらないと、環境省がそういうから、お金が出ないからやらない、こういう話ですね。町が住宅団地のところもやらないわけです。

ところが、このいろいろな地区の中にも、住民の住んでいる、あるいは農作業をしている田畑のところにもホットスポットはあるわけです。このホットスポットをどういうふうに対応すればよいでしょうか。そのことについて町は懇切丁寧に住民にお知らせをしているのでしょうか、私はどうもしていないように思います。

これはことしの4月の、これは今まで見て一番詳しくいろいろ書いてあります。でもそれ以外に余りちゃんとした指導をされていないのではないのでしょうか。簡単にお答えください。

議長（五十嵐辰雄君） 環境対策課長蓮沼 均君。

環境対策課長（蓮沼 均君） 環境対策課の方から、ことしの4月に保存版ということで放射能と除染ということとね広報に出させていただきました。

その前から放射線の測定器というのを、去年の11月から地区37地区ごとにお貸ししまして、その都度、区長には高いところは除染という話をしまして、申しわけないのですけれども、個人でできるところは除染の方をしていただけませんかということで除染方法とか、そういうのをお配りしまして、本当にボランティアでやっていただきました。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） それから、この除染は今、環境省が進めているような土を掘り返してとか、埋めるとか、どこかに持っていくとかということ以外に、EM菌ですね、エフェクティブ、マイクロオーガニズムというのがあります。EM菌が非常に効果があると、民間でやっているところは多数あるようです。

環境省は、あれは原理がわからないから認めないと言っているようですが、そのEM菌の除染効果について少し勉強されたでしょうか、簡単にお答えください。

議長（五十嵐辰雄君） 環境対策課長蓮沼 均君。

環境対策課長（蓮沼 均君） 白旗議員の方、この間の予算の補正のときでしたか、EM菌の話が出まして、その後、ちょっと調べてみたのです。

EM菌は地中とか、よく使われておるのが生ごみの処理機関係で、いろいろ学者によりましては、全然EM菌をやっても放射線を除去することはないということも書いてあったり、今ちょうどEM菌をまいてどのような効果が出るか調査中ということで、はっきりEM菌が放射線を、セシウム134、セシウム137を除去するということは書いていなかったように思います。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） 時間がありませんので飛ばしますけれども、EM菌についての

研究が、突っ込みが足りませんね。現実には福島の方で相当除染に使っています。ほかにもいろいろありますけれども、そういう勉強が足りないと思います。

それから、もう一つ、側溝にたまった泥、これは引き上げないでくれと住民が町から言われております。なぜかという、その側溝にたまった泥は線量が高いから、ところが住民にとってはどうしてもその側溝の汚泥をあれしないと詰まってしまうということで、実際に汚泥を上げたところもあるのですね。それは1年半以上も前に、少なくとも1年前ぐらいにそういうお話があってそのままになっているように私は思いますが、大体汚泥の処理、実際に側溝が詰まって困るということを含めて、町はどういう対応を住民の皆さんに言っているか、ちょっと簡単でいいですから教えてください。

議長（五十嵐辰雄君） 都市建設課長飯塚正夫君。

都市建設課長（飯塚正夫君） U字溝の汚泥ですね。実際のところ、はかりますと結構高い、何千ベクレルというのが出てきます。実際に住民の方が、その事故がある前は住民の方が上げたものは全部役場で回収して、町の残土捨て場に捨てていました。でも放射性物質の入っているものは、今現在持っていく場所がないということで、電話がかかってきたときに、申しわけないけれども、そのままにしておいてくださいと、空間線量をはかりに行きますけれども、空間線量は、先ほどから議論していますように0.23マイクロシーベルトないということでそのままにしておく。

ただし、詰まってしまって水があふれるとかというものは、汚泥の濃度をはかりまして専門業者にバキュームで吸わせて中間処分場に持って行ってもらっております。今現在そういう対応で対応しております。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） わかりました。ちょっとそういうようなことがどうなっているかということを知いてくれという、ある住民の方からのあれがありましたのでちょっとお伺いいたしました。そういうことについては、ぜひ周知徹底していただければと思います。

時間がございませんので、大きい2番目の質問に移ります。

日本の初等教育というのは、明治5年1872年、ちょうど140年前に学制が敷かれて以来、日本の初等教育というのは文盲ゼロで世界に冠たるものがあります。しかし、現在の初等中等教育は、高等教育とともに問題が山積していると思われれます。そこで私は、この町の初等中等教育が少しでもよい教育をしていただくためにご質問をしたいと思います。

最初の質問は、6月の定例会の一般質問で、「個性を伸ばす教育」が十分でないので、今後検討するという回答を教育長からいただきました。あれから約6カ月たっており、基本構想や計画がおおむねできていると思いますので、お聞かせいただきたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 教育長伊藤孝生君。

教育長（伊藤孝生君） それでは、利根町の小中学校について答弁いたします。

まず、第1点目の「個性を伸ばす教育」についてお答えします。

初めに、本年第2回定例会の白旗議員の一般質問の中で、「個性を伸ばす教育」への取り組みについて、私の言葉不足のせいでよくご理解いただけなかったのかなと思います。今回、再質問の答弁に当たりまして、町の教育指導方針を簡略に説明したいと思います。

利根町の教育目標の実現には、各学校において教育課程編成、それから、学習指導の工夫改善及び特色ある教育を展開しながら、家庭や地域社会とより緊密に連携を図ることが極めて重要でございます。

そのために、教育委員会としましては、各学校において重点的に取り組んでいただくために、学校教育の指導方針を毎年策定し、毎年度改定しておるところでございます。

ご質問の「個性を伸ばす教育」につきましては、多少言葉は違いますが、平成24年度は利根町学校教育指導方針の三つの重点のうち、二つ目の重点に「個性を生かす教育の充実」として位置づけております。

この中身でございますが、「個性を生かす」または「個性を伸ばす」教育を充実させるためには、望ましい集団活動を通して個性の磨き合いが必要であります。そのためには、1点目としまして「心の居場所となる学級・学校づくり」、2点目として「確かな学力の定着」、3点目として「豊かな心の育成」、4点目として「健やかな体の育成」、5点目としては「一人一人の教育ニーズに応じた指導」の五つの目標を設定してございます。

個々の目標の詳細につきましては、長くなりますので割愛させていただきますが、このように毎年度教育委員会が具体的な教育指導方針を示して、これを受けまして教育現場では、教育課程の編成、それから、学習指導の工夫改善を実施しているところでございます。

第2回の定例会の一般質問の答弁の中で、特に能力差に応じた個の指導の問題について出されましたが、特に学力の高い子供への指導については十分ではないと、そのようにお答えしました。

今後は、チーム・ティーチング、それから、少人数指導、また習熟度別編成等の指導さらに充実させまして、個々の能力に適応した学習を展開したいと考えております。同時に、その指導に当たる教職員の人的配置についても県に要望したいと考えておるところでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） 今のご答弁は、私から言わせますと大変抽象的といいますが、総花的であって、それで本当に個性に応じた教育が実現できるのでしょうかお伺いしたい。

それから、もう一つ、学力の高い児童生徒だけを私は問題にしているのではありません。学力や何かが低い人でも、その人の個性に応じた教育ができる。特別支援学級は特別です。あれは別です。特別支援学級はある意味で一番個性に応じた教育をしてもらっている、大変そういう意味では恵まれた学級だと思います。特別支援学校ではなくて、そうでない一般普通クラスの児童生徒が、できる子はできるなりに、できない子はできないなりに、一人一人をどういうふうにフォローアップして力を伸ばすようにしているのか、これを端的

にお答えください。

議長（五十嵐辰雄君） 教育長伊藤孝生君。

教育長（伊藤孝生君） 答えの前に、前回の白旗議員のご質問に、「いい高校に入っている生徒は、利根中学校が数年間のうちで1割しかございません」という発言がございましたけれども、この「いい高校」が1割しかいないという、できればその評価の観点は一体何であったのか、こういったことをちょっと伺いたいなと思っております。

よろしく申し上げます。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） 定義はいろいろあり得るのですけれども、俗に言う「いい高校」というのは、よい高校に入るとか、そういうような意味ですね。（「差別だ」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。そういうことだけを私は問題にしているのではないです。たまたま進学がどういう状況かということ調べたときに、そういうことがあると、現実の問題として、正直言って、高等学校でも大学でも、よりレベルの高いとか低いということがするのは現実です。その現実を直視する必要はあると思います。

私はそのレベルの高い子供たちだけを問題にしているのではなくて、低い人も含めてどういう個性ある教育をしようとしているかということをお伺いしたかったのですが、先ほどのお話では極めて抽象的に私は思います。

そこで、私が一つ、そういうことを私も質問する以上、勉強いたしました。指導室長の仲田室長に、この町の小中学校の通信簿をもらってきました。中はだれでないブランクの、空白の通信簿をもらってきました。

時間がありませんから全部やれませんが、小中学校の例えば英語の授業の通信簿を見ますと、通信簿によってどのように生徒の成績を把握しているかという大枠がわかります。例えば英語の通信簿の評定はどうなっているかと言いますと、まず、その前に学習の状況という欄がありまして、これは英語の場合四つあります。コミュニケーションへの関心・意欲・態度、それから、表現技術、理解の能力、言語や文化についての知識・理解などと書いてあります。これが、この学習の状況では3段階、ABCで、それから、総括として評定というのがあって、これが5段階評価になっていますが、これが全部数字ではないわけです。

それはまた別ですが、まずこの評価項目が、これは利根町の教育委員会がつくったのではなくて、県か国が言っていることだというお答えだろうと思いますが、例えば英語の評価項目は今言ったように、コミュニケーションへの関心・意欲・態度、表現の技術、理解の能力、言語や文化についての知識・理解の習得、こういうものでその人の外国語の言語能力をちゃんと把握できるのでしょうか、簡単にお答えください。イエス、ノーで言ってください。

議長（五十嵐辰雄君） 教育長伊藤孝生君。

教育長（伊藤孝生君） 先ほど最初の質問で、進学率ということで、利根中学校が1割しか行っていないということで一般の方々が誤解を生じますので、その点はぜひよろしくをお願いします。全部で高校60校ほど、それなりに60校ほど、茨城県の県立から私立、そして伊奈の養護学校、水戸の養護学校、そして美浦の養護学校も含め、千葉県も含めて60校ほど、それぞれ希望に満ちて自分の合ったところで進学しておりますので、その辺については一部のいわゆる学力の高い、学力の高いというのは私は偏差値かなと感じたのですが、偏差値の高い高校も調べています。それなりに入ってございます。

例えばある72偏差値を持つ高校に100中学校ほど入っていますが、その中では1名しか入らない中学校も22校ございますし、利根中学校も……ごめんなさい、そういうことで誤解を生じますので、とりあえずそれだけはまずお話ししておきます。

次に、評価について、英語の評価ということで今質問があったのですが、評価についてそれぞれ基本的な内容が違いますので、同じ国語ではあっても英語と国語の評価の観点が違います。国語の観点評価については、一つは国語への関心・意欲・態度、それから、話す・聞く能力、書く能力、読む能力、言語についての知識、理解技能、そういったものが国語科における評価の観点。

外国語については、コミュニケーションへの関心・意欲・態度、それから、表現の能力、理解の能力、言語や文化についての知識・理解でございます。それぞれ時間が長くなりますので、説明したいのですけれども、そういった評価の観点で、観点別ですべて評価しております。

授業の中でも観点でそれぞれ細かく評価しておりますので、そういうことでやっておりますので、よろしくをお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） 私は、国語と英語と全然別の科目のあれを比較していただく必要はないと思います。

私が今申し上げたいのは、外国語、英語は外国語ですね、外国語の能力は何で社会的に試されているのでしょうか、英語検定試験、あるいはTOEIC、あるいはTOEFL、公的な英語試験があります。それは全世界、英検は日本だけですけれども、そういうものの評価要素は何ですか。ご承知と思いますが、言語には四つ技能があるんです。読む、書く、聞く、話す、これを普通言語習得の4機能と言います。この4機能がそれぞれどれだけの到達レベルになっているかというものを見るのが、この英語科目の評価の観点でなければいけないはずですが、それができていない。これは、利根町でなくて県の教育委員会、あるいは文科省の学習指導要領等が、そうなっているからそうやっているのでしょうか。

でも私が言いたいのは、いつでもそうなのですが、国や県がやっていることが必ずしも正しくない、ベターではない、現実の問題として、教育で言えばゆとり教育が間違ったと

いうことは大分後から言われているわけですね。だから、彼らがやってくるものについて、まゆつばしながら、うちはこれはこれで一応やることにするけれども、もっと独自の評価をやったらどうか、こういう努力が足りないのです。これは利根町だけでなく、ほとんどのところがそうです。でも、そういうことをやっている他県、他市町の教育委員会があるんです。

今、英語について言いましたけれども、この英語の評価、何ですか、この言語や文化についての知識・理解、あるいはコミュニケーションの関心・意欲・態度、こんなのは言語能力をはかるのに余り関係ないです。もちろん評価要素に入れていいですよ、入れていいんですけども、最も大事な4機能をどうするか、どう評価するか、それがわからないから全然英語の力がどこまでついているかわからない。そういうものを見ようともしていない。だから、英語が今度大切だと言われても、日本の小学校はそれに対応できていないのです。

そういうような評価、観点、これを言われたままにやっているというところに問題がある。だから、教育委員会は小学校3校、中学校1校の上に立つ人間の集団なので、もう少しそういう根本的なところから考えていただきたい。それを今後やっていただけるかどうか、簡単に言ってください。

議長（五十嵐辰雄君） 教育長伊藤孝生君。

教育長（伊藤孝生君） 小学校の英語活動と中学校の英語教育は根本的に違います。

どちらかと言うと、小学校の方はコミュニケーション能力を。

11番（白旗 修君） 今は中学校について言っていません。

教育長（伊藤孝生君） 小学校の方は、中学校のように、いわゆる書いたり、読んだりすることはやりません。あくまでもコミュニケーション能力を高めるということで、そういった言葉に対する活動を中心にやっているものです。

実際に言葉が一般に読んだり、書いたり是可以するのですが、実際に話せないということが実際にあると思います。白旗議員は英語お得意のようですけれども、子供たちは耳から入って、そして覚えてくるのですよ。ですから、その評価の観点については、評価については、このような活動をしてどうだったかということを通達表では書くようにしているのです。細かいそういう文法的なそういうものはやらないのです。耳から入りますから、そういうことを中心にコミュニケーション能力を高めるということをやっております。

それから、先ほど国や県の方針に云々という話がありましたけれども、この議会でも出ています義務教育国庫負担法の堅持ということも言っているのですから、それは国、県の方針に従って、現在の観点別評価の評価基準に従ってやっていくというのが当たり前のかなと思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） 私は何度も申しますけれども、教育に限らず、環境省の問題に限らず、とにかく国や県がやっていることが絶対正しいわけではないですから、これ違う

んじゃないかというものを気がつくかどうかの問題なんですけれども、そういうような視点で、ある意味頭からそういう観点で見て、それで、県や国がやれという以上、それは一応やりますよという形でやってもいいけれども、例えば今言っている英語の能力を試すには4技能を正確にやらなければいけないのです。小学校は今関係ないです。今、中学校のことしか言っていませんから、そういうことです。

それから、もう一つ、時間がありませんから、先ほど国語の話が出てきました。国語の観点、中学校ですよ、中学校の観点は五つあります。さっきおっしゃっていたのですが、国語への関心・意欲・態度、話す・聞く能力、書く能力、読む能力、言語についての知識・理解・技能、私はこの国語の観点もこれでいいのかということがあります。少なくとも今、国語で一番大事なのは読むのと書くことが一番ベース、なぜかという読む、書くということがその人の情緒を豊かにする、あるいは理論的な考えを構築するという点に非常に大きな貢献があるわけです。

それは、読むと書くという力をどれだけつけさせようとしているか。話す、聞くというのは、ある意味生まれたときからやっているわけですから、だから母語の勉強と外国語の勉強はまるっきり違うのです。

私はこの文科省のやっていることは間違っていると思いますけれども、外国語を小学校からやらせるということは、私は一応やれというからやってもしょうがないけれども、もっと小学校の子供に読む・書くということを実際に力がつくようにやっていただきたい。外国語の勉強を中途半端にやっているために、国語の力が落ちていないか大変心配しているのですが、教育長はどういうふうにお考えですか。

議長（五十嵐辰雄君） 教育長伊藤孝生君。

教育長（伊藤孝生君） 先ほどからお話していますとおり、国や県の方針に従って我々はやっておりますので、英語活動についても同じような方針でやっていきたいなと思っております。

特に観点別学習状況評価ということで現在はやっておりますので、以前は偏差値教育ということで大変問題になりましたけれども、今は絶対評価で進めておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） この外国語を小学校から教えるというのは、ほかの外国でもやっていますね、朝鮮とか韓国とか中国とか、だからといってまねをする必要は全くないと思います。何と言っても、私たちがものを考えたり、ある感情を持ったりするのは、知らず知らずのうちに母国語でやっているのですね。その母国語が、読む、書く、しっかりできなければできないのです、論理的な能力も育ちにくい、そういうのに、私は外国語をそこでやっているのはどうかと思います。

これは裏話的ですけども、この英語を小学校から教えるべきか、教えるべきでないか

というのは、10年以上も前から論争になっていたのです。私は大学でそういうことを一生懸命推進している先生も知っております。でも簡単に言えば、そういう教育論争で英語派が勝ったからそうなっているのです。

大事なことは、それはそれで制度としてやることになったからやっていいんだけど、本来やらなければいけないことがおろそかになっていないだろうか、そこがいつも問題だと思うのです。

それから、もう一つ、数値化をする、その偏差値とか点取り虫とか、そういう言葉で点数、数値をけしからんというあれがありますね。成績もそういうつけ方をしないようにしている。これは、現実の世界と違うということを改めて申し上げておきたいのですけれども、スポーツの世界を見てください。すべて数値です。小数点以下の数値までやって一位、二位を争っているじゃないですか。現実の世界は、社会は数値というもので、その人の成績をあらわしているのは事実なのです。数値だけではないですけど。

ですから、私たちの子供たちが本当に学力を伸ばすためには、あるいは体育の運動能力を伸ばすためには、現実に立脚して、その現実をできるだけ正しく表現する、その一つの方法として数値化があるわけです。それを点取り虫だとか偏差値だとか、そういうことだけで否定してしまうところに問題がありますけれども、現実の世の中は数値で成績が決められているのは事実ですから、大昔は成績が点数でつけられて、あの子はあれができる、あの子はこれができる、それで仲間同士で納得していたわけです。余り数値化はけしからんと言っているのは現在の風潮ですが、私は教育委員会は、その辺もう少し考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（五十嵐辰雄君） 教育長伊藤孝生君。

教育長（伊藤孝生君） 確かに数値目標についても、これは大切だと思います。できる限り数値でもってできるところは目標化していくという努力はしております。ただ、どうしても数値化できない部分もあります。特に情緒面だとか考え方とか、そういう面はこういった評価の観点別評価の中であらわすようにということで努力しております。

できるだけ数値目標の方は入れるようには考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） 文科省がこうやって書けと言っている通知表でやっている限り、それは現実にできないです。だから、やるというんだったら、そういうものを別途つくって考えるべきですね。

私も何でも数値化したらいいとは決して思いません。知育、徳育、体育、その中の徳育は数値化は多分ほとんどできないでしょう。でも知育と体育については、運動能力とかそういうものについては数値化できる面が非常に多いのですね。

現実にスポーツの面については、どんどん数値化しているじゃないですか、小中学校でも運動会でも。そういうだれが見てもわかる数字によって、あの人は一等賞もらったから

すごいとか、そういう素直な評価をしていけるはずですね。余り悪い方ばかり考えないで、教育委員会は本当に子供たちを、その人の個性に応じて、できる人はできる、できない人はできない人なりに少しでも上げていく、そういう教育のあり方を抜本的に考えていただきたいと思いますが、その決意があるかどうか、ちょっとそれだけお聞きかせください。

議長（五十嵐辰雄君） 教育長伊藤孝生君。

教育長（伊藤孝生君） 小学校については、それぞれ数値化というよりは、それぞれの観点に基づいて、「よくできる」「できる」「がんばろう」という形で現在進めておりますし、中学校の方では、そういう観点別評価に加えて、5、4、3、2、1という、これは単なる正常分配曲線で割り振っているわけではございませんが、そのような数値はつけておりますけれども、今、白旗議員の言っているように、すべて数値化、それから、そういうものを国の方針、県の方針に従わずやれということは、私はちょっとできないと、そのように考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 白旗 修君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後3時16分休憩

午後3時30分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3番通告者、5番守谷貞明君。

〔5番守谷貞明君登壇〕

5番（守谷貞明君） 5番守谷貞明です。通告順に従って質問をいたします。

私は大きな項目として三つお聞きします。1番目は利根町職員の服務規程について、2番目は町民がこうむった不利益の回復について、3番目は地方公務員法第29条第1項の2、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合について、以上の3項目についてお聞きいたします。

まず1番目、利根町職員の服務規程について。

利根町の多くの職員が住民のために、日夜、一生懸命働き、奉仕の精神で努力されていることに感謝いたします。本当にありがとうございます。

さて、すべての利根町職員は、利根町行政手続条例の総則第1条を遵守することを求められています。その条文を読みます。「この条文は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が町民にとって明らかであることをいう。）の向上をはかり、もって町民の権利利益の保護に資することを目的とする」と記されており、その精神に基づき職務を遂行することになっています。

さらに、利根町職員の服務規程（昭和55年10月21日訓令第2号）の第2条の中ではこう定められています。「職員は町民全体の奉仕者としての職責を自覚し、誠実公正に、かつ、能率的に職務を遂行するように努めなければならない」と規定されています。

そこで、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員となった者は、宣誓書に署名しなければ、職務を行ってはならないと定められています。これは、地方公務員になった職員は宣誓義務がある、宣誓書にサインしますね。この国が定めた宣誓書は以下の内容です。

宣誓書

私は、ここに主権が国民に存することを認め日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

という宣誓書に署名捺印して提出することが義務づけられています。この宣誓書に署名捺印して提出しないと職務執行をすることができません。仕事をする事ができないのですね。まず宣誓書にサインする、つまり、すべての地方公務員は、国の地方公務員法と地方自治体の条例で厳しくその職務執行の規定が定められているわけです。しかし、残念ながらこの法令に違反する職員が、時々新聞やテレビニュースで報道されます。

そこでお聞きします。当町の職員で違反した職員がいましたか。いた場合はどのような処分をしましたか。町長と担当課長にお聞きします。

以下については自席で質問させていただきます。

議長（五十嵐辰雄君） 守谷貞明君の質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、守谷議員のご質問にお答えをいたします。

利根町職員の服務規程についてのご質問で、当町の職員で違反した職員がいるかということですが、最近、過去の5年間について申し上げますと、何らかの法令違反に抵触し懲戒処分を受けた者は3名おります。

処分の程度でございますが、減給処分が2名、戒告処分が1名となっております。

また、懲戒処分以外の措置として直接「口頭注意」した職員は3名おります。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 今、町長のお答えをいただきまして、やはり利根町でもそれなりに違反を犯す、ルールを破ってしまう人がいるんだな。それに対して町はきちっとルールにのっとって処分をしているということを知り、一種安堵と申しますか、職員の職務執行に当たっての町の態度、対応がよくわかりました。今後ともそのような場合には、厳しく、また職員の資質の向上のために、再教育も含めてしっかりと当たっていただきたいと思

ます。

さて、私は何できょうこんな質問をするかという、ある住民から相談を受けたのですね。その事例について説明いたします。

この事例は明らかに職員の服務規程違反、怠慢という規程違反によって住民が不利益をこうむってしまったケースなのです。そのケースを時系列を順に追って説明いたします。

私が相談を受けた住民の方を仮にAさんと仮定いたします。そのAさんのお話を時系列で言いますと、事故が発生したのは7年前の平成17年11月です。Aさんの義理のお母様、大正12年生まれの当時82歳のおばあ様が同年11月10日、自転車に乗っていて転倒し側溝にはまり、大変不幸にも亡くなられてしまいました。おばあさまご本人は県民交通災害共済に加入しており、息子さんが葬儀後、県民共済の担当である窓口、総務課に年金の差し止めと県民交通災害共済の共済見舞金の申請をされました。

そのとき総務課の窓口で対応した方、仮の名前Oさんとします。「このケースでは見舞金2万円しか出ないよ」と言われたそうです。息子さんは、それじゃしょうがないよなどあきらめ、見舞金ももらわずに帰りましたが、役場の駐車場で、顔見知りだったので、総務課の仮の名前、これはONさんとでも言いませうか、と出会ったので、おばあちゃん死んじゃったんだけど2万円しか見舞金が出ないよと言われたと話したならば、その方も「車とぶつからなければ無理みたいだよ、なかなか出ないみたいだよ」と言われ、息子さんは、やっぱり出ないのかなと思ったそうです。

そして何のために共済に入っていたのだろう、何のための共済なんだろうと疑問を抱きながら見舞金をあきらめてしまったのですね。

ここで問われるのは、加入者Aさん家族に、この共済のパンフレットが入ったときに渡されていないのですね。だから何もわからない。何で渡さなかったのか、私には大変疑問でしようがないのですね。何で渡さないのでしょうか。

時がたちました。そして7年後のことしの9月、息子さんは総務課に用事があったので出向いていったそうです。用事を済ませて、ついでに県民共済、県民交通災害共済のパンフレットがありますかと聞いたら、あるということだったのですね。それで見せてくださいと言ったところ、渡されたのが、私が今預かっているのですが、(パンフレットを示しながら)これがそうなのです。県民交通災害共済、これを初めていただいたそうです。7年後ですね。ことしの9月、こういうパンフレットです。

それを見ましたら、対象となる交通事故という欄に、自転車の衝突、転落などによった事故でも出るよと、死んだ場合は100万円出るんだと、ここに書いてあるのですね。それを見て愕然としてびっくりしたのですね。えっ、2万円しか出ないと言われていたのに100万円も出るんだ、それで驚いてその場で総務課の方々に抗議したそうです。

出ないと言われてたけれども、100万円出ると書いてあるじゃないですかと。ところがその場に居合わせた総務課の皆さんは、皆さん押し黙ったまま返事は一切なかったそうです。

で、納得のいかない息子さんは後日、再び総務課に抗議に行ったそうです。

すると、二度目の抗議の翌日、総務課の職員、現在の職員の方から電話があったそうです。「以前のことだからもう出ませんよ」との電話だったそうです。また、その職員は、当時の総務課職員ONさんにこの話をしたそうです。そうしたら、ONさんは何と言ったか、「昔のことだから覚えていない」と言ったと言われたので、それも電話で伝えたそうです。

私はこれを聞いて、さっき最初の方で読み上げました全体の奉仕者、住民の利益、権利を守る、安心・安全、全体の奉仕者、住民に対する思いやり、そういう精神がみじんも感じられない。全く無責任な発言だなと思いましたね。

私はその担当職員だったら、大変仲間のミスでご迷惑をおかけして申しわけありませんと、まず謝って、電話の開口一番ごめんなさいねと謝ってから、そのような事実を伝えたいと思いますが、この職員はそうしなかったのですね。一切そんなことは言っていないのです。以前のことだからもう出ないと、そしてその当時の担当の人は覚えていない。こういう話なのです。

これを聞いたときに私は、ああなるほど、仲間をかばってこういう発言になったのかな、仲間うち、仲間に対しては思いやりがあって、仲間うちのそういうミスはできるだけ表には出さない、組織防衛ということも一つあるのかもしれません。仲間のミスを認めて外に情報が漏れる、不都合な情報が漏れることは非常に困るわけです。全体としてそういうことが、この組織で起こっているのではないのか。

組織というのは、古くなればなるほど組織を守ろうとする力が強くなってきますね。そして、そういうふうにミスをミスとして公表しない、ガラス張りにしないで仲間の中で共有してクローズして出さない。だから、仲間に対する思いやりとか、仲間意識というのはすごく強いのですが、しかし、先ほど来、当初に言いましたように、本来大切なのは住民への思いやり、この方がもっと大事なのです。しかし、それが職員になって数年すると忘れられてしまう。公務員の大原則、住民に対する奉仕の精神、思いやり、もしそういうものがあれば、もっと違った対応になっていたはずなのです。それが全くないのです。

Aさんはその電話をもらった後、知り合いがたくさんいるのでしょうか、龍ヶ崎市と河内町の元市役所、役場職員の方に相談したそうです。たまたまお二人ともこの県民交通災害共済事業を担当したことがあるという方だったそうで、その方々に聞いたら、ああ自転車でももちろん出ますよ、その人たちがどういう対応をしていたかということ、事故に遭われた方が来られたときには、県民共済事業のこういう冊子があるんです。今、皆さんの手元にお渡ししました参考資料です。これ5ページのもので大変簡単に仕組みが書いてあって、どういう要件で出るか出ないかちゃんと書いてある。抜粋したのが、これ5ページうちの3ページ目ですけども、非常に単純明快に書いてあるのです。これ1回読んだら忘れられませんね、中学生でもよくわかる。

この5番目に、対象となる交通事故、この書類を申請者が来ると一緒になって見ながら、

お宅の場合はどうでしたかねと、こうやるわけですね。そうすると、間違いようがないのです。

ところが利根町の担当者の方は、一切そんなものを出さないで、窓口に行ったときに、いいですか、7年前、ああそれは出ませんよと、見舞金2万円ですと、そういう話です。

ですから、河内町と龍ヶ崎市の職員は、この書類を出して、そして話をすると、間違いようがない、ミスが起こりようがない対応をしていますね。そして正確な適正な結論を出していくという作業をやっていきます。

皆さんのお手元にあるもの、これを読めば、1回読んだら簡単に頭の中に入ってきますよね。ほかの保険類、生命保険とかいろいろなものは非常に難しくてわかりにくい。ところがこの共済事業の中身は非常に簡単なのです。しかし、担当の職員は、こんなわかりやすい書類があるにもかかわらず、自分の本業というか、担当の職務にもかかわらず、自転車の転落事故では見舞金は2万円しか出ませんと言っているのですね。これを1回でも見ていれば、そんな答えは出てこないはずなのです。

ですから、このケースでは担当の職員が、自分の仕事の最後の中で確認作業を怠った結果、こういう不幸が生まれてしまった。得べかりし利益と申しますか、死亡見舞金100万円が出たのですが、2万円しか出ないと言うんだけど、この中にも書いてあります。請求期間は交通事故による災害を受けた翌日から起算して2年以内と書かれています。もう7年たってしまいました。ですから、このお金は出ません。担当職員が、この県民交通災害事業のたった1枚のページを見るだけで防げた事故と申しますか、不幸だったのですが、見ていない。自分の不確かなうろ覚え、思い込みの判断で答えを出してしまったのです。

Aさんは不幸にも2人の方からそう言われたので、そうなんだと思い込んでいたのですね。さっき言ったように、たまたま用事があって、ことしの9月、総務課でパンフレットをもらって見て、やはりおかしいなと思っていたら出るんだったということなんですね。

この利根町職員の服務規程で、職員は町民全体の奉仕者としての職責を自覚し誠実公正に、かつ能率的に職務を遂行するよう努めなければならないと規定されていますが、これにも反していますよね、誠実ではないですよ。

私が不思議なのは、ことしの9月ですね、3カ月前、本人Aさんが行って、これ出るということを、総務課の皆さんの前で指摘をしたのです。ところが、そのときの担当者お二人、OさんとONさん、何の連絡もないわけですね。申しわけなかったとおわびの言葉もない。3カ月間、何をされていたのでしょうか。7年間見直す機会もあった、それもやらない、そして3カ月前にそれを指摘されても、そのままほったらかしているのですね。

この大変不幸な事例、これは職員の職務怠慢、あいまいな知識で住民に莫大な損害を与えてしまったことですが、このことについて町長と担当課長に連絡、報告はありましたでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 答弁は総務課長師岡昌巳君。

総務課長（師岡昌巳君） それでは、守谷議員のご質問にお答えいたします。

私もこの件につきましては、担当者より、窓口へ来たときに、どういうことだということ聞いております。

その内容でございますが、ただいま守谷議員がおっしゃったように、大分前のことであるということで、その当時、やはり事故証明が出ないと最高でも2万円しか出ませんということでお話をしたという、現在の担当者はその当時のことはわかりませんので、そのときには帰っていただいて、その後、その当時のことを調べろということ、当時の担当者といろいろお聞きしまして、そのときにはそういうことがあったと、それで事故証明がないと100万円の見舞金が出ない、その事故証明がないと最高でも2万円しか出ませんよという話はしたということで、その報告を受けております。

その後、どうするんだということですが、この方が事故証明をもらってくると、そういう言い方をして帰ったということなのです。ですから、その後、調べるといふか、事故証明をもらってきて申請をするなり、裁判といふか、そういうことをちょっと話していたということ聞いております。

ですから、その事故証明が出ていないということが一番の問題なのかなと、私、今、気がしておりますが、そういう報告を受けてございます。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 報告を受けたのは、まず、いつですか。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長師岡昌巳君。

総務課長（師岡昌巳君） 細かな記憶がございませんので数カ月前ということ。それしか覚えていません。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 数カ月前というのは、9月以降でございますか。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長師岡昌巳君。

総務課長（師岡昌巳君） 9月より以前かと思えます。最初の報告は。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 日時が非常に大事なんですよ。なぜか、この方は9月に、いいですか、総務課に行って出るということを知ったのですね。

それから、先ほどの件で言います。事故証明を持ってこなければ出ないなんてことは一言も聞いていないそうです。言っていないのですよ。ですから、その職員は後から都合悪くなって、このままじゃ困ってしまうぞというので何か方法はないかというので、多分事故証明を持ってこなければだめですよと、後から追加したんじゃないでしょうか。ご本人は全く聞いていないそうですよ。僕はそれも確認しています。ですから、職員が言っているのは、これは言い逃れにしか聞こえない。

もう一度聞きます。いつ聞いたのですか。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長師岡昌巳君。

総務課長（師岡昌巳君） 最初の報告は、その方が多分守谷議員が言ったこの県民交通災害のパンフレットを取りに来たときだと思います。ですから、ちょっと日にちは今記憶にございません。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 私が思っていたとおり、この方が総務課に行った後にそういう話があったと私も理解します。多分そうだと。

大事なことは、この事故証明の話ですね。いいですか、もしそういうふうに窓口で言われたら、100万円がみすみすもらえなくなる、事故証明をもらいに行くのは簡単ですよ。それをしないということは、常識的に考えられないのですよ。言っていないからやっていないわけですよ。常識で考えられますか、事故証明をもらえば100万円の交通災害の見舞金をいただくとわかっていたら、だれだって行きますよ。大変な作業じゃないのですから、簡単なことですから、半日もあれば簡単にもらえるのです。それを、事故証明を持ってこいと言ったら持ってこなかった、こういう非常に悪質な言い逃れであると思えない。

大事なことは、もう7年たってしまっているのです。先ほど来言いましたように、これは事故の翌日から起算して2年間以内に請求しないと出ないのですよ。現実的にこのAさんという家族は、本来ならいただけるべき100万円という、これ大金ですよ、いただけなくなってしまったのです。

重ねて伺います。どう思いますか。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それでは、私の方からご答弁をいたします。

原則的には町民がこうむった不利益の回復についてということでございますので、明らかに住民が町の原因で不利益をこうむった場合には、それなりの対応を考えていかなければならないという、これは当然でございます。

今、守谷議員ご質問の内容について、当時、私、当職ではなかったもので、実際正直言ってきょう初めて聞いたというのが、それで守谷議員おっしゃるとおりに事故の翌日から2年で時効になるということでございます。

また、その当時の状況など、今はちょっと把握できませんので、この件については当時の状況にさかのぼって調査する必要があるのではないかと考えております。調査した結果は議員にも報告したいと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 大変町長の前向きなご返事をいただき、ありがたいと思います。

師岡総務課長の名誉のためにお話しておきます。師岡課長はことしの4月に総務課の課長になったばかりなので、まだ半年ちょっとですか、ですから、この事件が起こったときの直接の担当でも何でもないので大変お気の毒だなと思って、余り厳しいことを言うのも

控えたいなと思っているのですが、しかし、今の総務課のトップでございますから、どうしてもお伺いしないといけないこともありますので、その辺はご容赦いただいとということで、私はこのケース、住民の方がこのまま泣き寝入りすればいいのかということがあってはならないと思うのです。

人間というのは、どんなに注意しても、残念ながらミスをしてしまう動物なのですね。僕も何回もあります。そこで問われるのが、その後の対応なのですね。このケースもまさにそれが問われているのです。犯してしまった、7年もたってしまった。でも3カ月前に出るとわかった。ではこれからどうすればいいんだと。

私は大事なことは、この当時の担当者がみずから犯したミスについて、素直に認めて反省することが大事だと思うのです。全体の奉仕者としての精神、住民に対する思いやり、言い逃れをしていたり、知らぬ存ぜぬ、昔のことだから覚えていないと言った人もいますね。これ全く無責任、公務員としてあるまじき態度ですよ。こういう職員が出ないようにということで、師岡総務課長が先頭になって職員の研修を何度も何回もされているという話は前にも聞いています。質問しました。

しかし、実際にはこのような職員、何度も言います、見舞金の申請を受けたとき、この説明書を手元に、申し込みに来た人と一緒に見ながら、なぜ話をしなかったのか。確認作業をするということは一切していないのです。自分の勝手な思い込みと、そのときの判断、あいまいな知識をもとに判断してしまったのです。

こういうお金が、金銭が絡むような事例では、なおさら慎重に業務を進める必要がありますね。面倒くさいから確認作業をしなかったと。結果として、重大なミスをしてしまった。

それから、9月にそのミスを指摘されてから、Aさんの家族の家に訪ねて行って、ごめんなさい、申しわけなかったと、自分のミスでしたと、なぜ謝らないのか。私だったら真っ先にすっ飛んでいきますよ。申しわけなかった、自分の不行き届きで大変ご迷惑をかけたしまったと、まずわびますよ。これが普通の人道ですよ。公に奉仕する人の道ですよ。そうでなくても普通の人間でもやりますよ。特に公務員ですよ、なぜそれができないのか、この職員に対してどのような指導をされましたか、お答えください。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長師岡昌巳君。

総務課長（師岡昌巳君） 指導ということでございますが、先ほども言いましたように、本人が事故証明を持ってくるということをおっしゃったので、その後、そういうことになれば、町長が言ったように分限懲戒等審査委員会、そういうところで当時の内容を精査しなければいけないと思っておりますので、現在のところまだ特に何も指導ということはありません。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 今のところ処分を精査した上で考えるというお話ですが、今の課

長の答弁の中で、事故証明を持って来るように言ったんだけど、持ってこないのというお話がありましたね。これは、職員が言っていることというのは、僕は非常に問題がある発言だと思っているのですよ。この職員は、担当ですから、この保険が、交通共済が事故の翌日から2年間で請求期限が切れる、知っているはずですよ。ではなぜ2年間の間、ほうっておいたのですか。

住民に対して真心の奉仕をするのであれば、しつこいぐらい催促して早く持ってこい、持ってこい、2年で時効になるぞと1回も言っていないのですよ。こんな職務遂行の仕方ありますか。とんでもないです。

なぜか、答えは簡単です。事故証明持っていらっしやいと言っていないのですよ。言っていれば、時効が2年だから早く持ってこいと、普通は言いますよ。言わないから、言うのを忘れてしまったからほうっておいたのですよ。ほっかむりしていたのですよ。そうとしか、私には思えない。

本来なら、住民の側に立ってこの職務を遂行するのであれば、時効が迫っているから大変だ、大変だ、早く持ってきてちょうだい、お願いよと、そうしないと、あなた100万円という大金をもらえないんだよと、しつこいぐらい言うはずですよ。この人、1回も言っていないのですよ。こんなこと許されますか。その件についてどう思いますか、お答えください。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 先ほど申し上げましたとおり、今の段階では何とも言えませんので、調査した上でご報告します。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） それでは、3番目のことですね、これ以上言ってもそこに関しては水かけ論になってしまう。よく精査してという話でしょう。

さっきから何度も言っています。この職員には自分の仕事を見直すチャンスが7年ずっとあったのです。それから、ことしの9月、ミス指摘されてから3カ月間、見直す、おわびするチャンスもありました。しかし、一切そのようなことをやっていませんね。自分の職務に対して誠実じゃないんですよ。誠実であれば、自分が担当している仕事を隅から隅まできちっと覚えて、そして住民に対応するのがプロフェッショナルですね。プロですね。ですから彼はアマチュアとか言いようがない仕事の進め方をやっています。

見直し作業の確認もしていない。これは地方公務員法第29条第1項の2、職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合、懲戒という項目があります。その懲戒ですね。職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合について、以下の罰則をこの地方公務員法第29条では設けています。

1が先ほど町長もお話していましたが、こういうことがあったそうですけれども、戒告、これは戒めを告げると書きますね。その職員に厳重に注意するということだと思います。

2番目が減給、給料を一定の期間下げる。下げ方に10%、20%いろいろあるでしょう。
3番目が停職または免職という罰則になっています。

今回はこの3人の職員が、最低この問題にかかわっているなと思っています。総務課のお二人、担当した人、駐車場で車にぶつかっていなければ出ないんだよと言った人、これもいい加減な話をしているわけです。相手がそれで混乱して信じてしまう。こういう場合は、お金が絡んでいるときは、立場上やはりいい加減なことを言っはいけないと思います。それから、電話をしてきた人ですね、この方は、もし住民の側に立って、住民に対する思いやりの気持ちがあるならば、昔のことだからもう出ないよなんてことを事務的に、非常に乱暴な言葉ですよ。傷口に塩を塗るですよ。ご家族、ご遺族の方の気持ちを踏みにじる、そういうふうに分かれます。何でもっと優しく言えないのだろう。

やはり職員になったときの宣誓書、自分がサインした、名前を書いて判こを押した。中身を忘れているのですよ。ですから、そういう発言が自然に出てきてしまう。大変不幸なことですね。これは、そういう気持ちにもし職員の方がなっているとしたら、利根町の職員、ほとんどの方、8割近くは一生懸命本気でやっていると思っているのです。本当に頑張っている人たくさん知っていますよ。彼らがかわいそうです。同じように見られてしまうのですよ。こういう不心得者がいると、みんな同じように見られてしまう。

アリの一穴から大きな堤防に穴があくという例がありますね。同じような状況になったら困るじゃないですか。一生懸命これまで利根町の役場という組織の中で、住民に対してどうしよう、町をこれからどうしようと一生懸命やっている人たちに泥を塗るような形になってしまうのですよ。

組織を守るために、多分電話でお話した職員は、自分たちの仲間のミス認めなかった、だから謝らなかったのですよ。自分たちの仲間がミスをしたということが表に出るのを非常に恐れたのでしょね。だから昔のことだからもう出ませんよと、そういう言い方をしたのでしょ。大変残念です。

まず最初におわびがあるべきでした。それが人間、さっきも言ったように、人間としてのあるべき姿だと私は思います。それを傷口に塩を塗るような、そういう言葉づかいをするというのは奉仕の精神のみじんも感じられない。こういう人たちは再教育をしていただきたいと思います。そうしないと、多くのほかの職員が同じように言われたら大変迷惑だと思いますよ。一生懸命やっている職員たちだって困る。おれたち一緒にしないでくれという気持ちでいる人がたくさんいると思います。

ですから、その意味でぜひこの職員たちの再教育をきちっとしていただきたい。常に初心を忘れずに、あの宣誓書に署名捺印した純粋な気持ちで住民に対して本気で向かい合って、奉仕の精神、思いやりの精神を発揮していただきたい。

そういう観点で職員の研修をぜひ本気でやっていただきたいのですが、その辺いかがでございませうか。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 守谷議員おっしゃるとおり、職員の研修は常日ごろより、特に今のような問題が起きないようにやっていくという姿勢は常に変わりません。

また、先ほど誤解のないようにしていただきたいのですが、過去5年間の法令違反で減給、懲戒、免職、口頭を含む、これは今回の今守谷議員がおっしゃっている中には入っていませんから、そのことだけはご了承いただきたいなと思っております。

また、先ほど戒告等々、戒告でも勤勉手当の減給にはなるんです。それで、勉強のために聞いていただきたいのですが、地方公務員法第29条第1項第1号により、戒告の場合でも勤勉手当の成績率が100分の48に、それで次期昇級が1号抑制措置がとられるということで昇級もおくれるということもありますので、もちろん減給した人はそれ以上の罰は科せられます。

いずれにしても、今後こういうことがないように、私初め職員一丸となって、今回の件に関してはまずは調査をしなければ内容がわかりませんので、先ほどから申し上げておりますとおり、調査はいたします。調査して、役場の職員にそれなりの過失、仕事の怠慢等々、故意ということはないと思うので、あった場合にはそれなりの対応をしたいと思います。ただ、今の段階では調査も何も、先ほど申し上げましたとおり、私きょう初めて聞きましたので、調査した上で対応したいと、それでご理解をいただきたいと思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 町長ありがとうございました。大変誠実なお答えをいただいてありがとうございます。

僕もこれはしっかり調査していただいて、その職員の言い分もあるでしょう、聞いてみてください。

大事なことは、こういうことが二度と再び起こらないということが大事なのですね。師岡総務課長にこの報告があったが9月ということであるならば、約7年間、全くそういうことが組織の中で上に上がってこないという点が問われると思うのです。大事なことは、いい情報も悪い情報も組織の中で共有するということが大切なのですね。これは、ほとんどの病院で行われています。はっとしたこと、あっとしたこと、これを全部書けと、人間というのはうっかりミスをするものなのですね。それで、いつも同じ棚にAという薬があるから、そこにあるものだと思い込んで、そのAという薬が必要な患者のところへ、ラベルを見ないで持って行って投与しようとして、ぱっと見たら全然違ったと、だれかが違うところに置いたのですね。そういう事故も何回も、事故になる未然で防げるのです。だから、いい情報も悪い情報も全部が皆さんが共有するということが、組織の活性化には大事なのですね。

えてして人間は不利な情報、嫌な情報、自分にとって不利なことは上げたくない、出したくない、情報を隠したがる。

組織というのは、大体時間がたって古くなればなるほど隠蔽体質というのが強くなる、そうすると、その組織がある意味で固い組織であればあるほど出したがらない、隠蔽体質になっていってしまうのです。そうなるとうどうなるか、組織の硬直が起こって、組織というのは死に体になってしまう。活性化しないのですよ。そういうことがあってはならない。そのためには、やはりいい情報、悪い情報も出すことなんですね。ですから、それが師岡総務課長や町長の耳にきちっと連絡をして相談する、こういうミスを犯してしまったんだけど、ミスを犯したことはしょうがないのです、だれでも起こすのです、人間は、その後どう対応するか、それを皆さんできちっと組織で考える。こういう組織はどんどん活性化して、多分町も活性化していくでしょう。住民に対するサービスも変わっていくと思います。

ですから、大事なことは何でも共有する。いい情報も悪い情報も上げてくださると、常に風通しをよくしていただきたい。そのために必要なこと、よく言われていますね。ハウレンソウ、報告、連絡、相談、これを今後徹底するようにしていただきたいと思います。これはお願いです。ぜひ実行していただきたいと思います。

どんな些細なことでも情報として上げてください。この件についていかがでございますか。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長師岡昌巳君。

総務課長（師岡昌巳君） ただいま守谷議員の言われたとおり、住民のために職員は一生懸命頑張っていると思いますが、今後いろいろな情報等を上司に報告して、いい情報も悪い情報もしっかりと共有していきたいと、そのように考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） しっかり頑張って、できるだけ利根町の職員、役場の組織がさらなる発展と活性化するように、ぜひ職員の意識改革を行っていただきたいと思います。

最後です。今回は先ほど言いましたように、うっかりミス、ある意味では小さなミスかもしれないけれども、結果的には確認作業を行って大変甚大な損害を住民に与えてしまった。この住民に与えた損害というのは、回復しないといけないと思います。

この回復については幾つかのやり方があると思いますが、その辺はいかがお考えですか、お答えいただきたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 先ほどから申し上げましているとおりでございまして、調査しないとわかりませんので、調査した上で対応をしたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） それでは、これはぜひ、得べかりし利益を喪失してしまった住民の利益、莫大な金額ですから、ぜひ前向きにきちっと検討されたいと思います。

私ごとですが、もし僕がその担当でしたら、自分の給料から何年かかかって分割でもし
ようがないなとお支払いするようにするしかないのかなと、自分がその立場だったらどう
するかと考えたら、やはりそれしかないのかなと、僕はそう思っていますが。

最後に、この職員3人についての処分は厳正にやっていただきたいと思います。この件
については、次回の定例会、3月になりますか、それまでには多分処分の結果が出ると思
うので、その辺についていかがですか。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 事実確認等を行って、実際にどういう内容なのか、そこがわから
ないうちには委員会も開けませんし、だから、調査した上で懲罰委員会を立ち上げる必要
があるとなれば、また懲罰委員会も立ち上げますし、とにかく先ほどから再三申し上げま
したとおり、調査した上で対応をしていきます。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） それでは、最後にお伺いします。

それでは、できるだけ、これはお願いになるのですが、早目に結論を出していただきた
いと思います。私はこの件について、もし結論が出ないのであれば、また3月の定例議会
の一般質問の中の一つの項目としてお聞かせいただきたいと思っております。

これは、答えは要りません。終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 以上で守谷貞明君の質問が終わりました。

議長（五十嵐辰雄君） 本日の議事日程は全部終了しました。

明日は午後1時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

午後4時25分散会